

第6次

嘉島町 総合計画

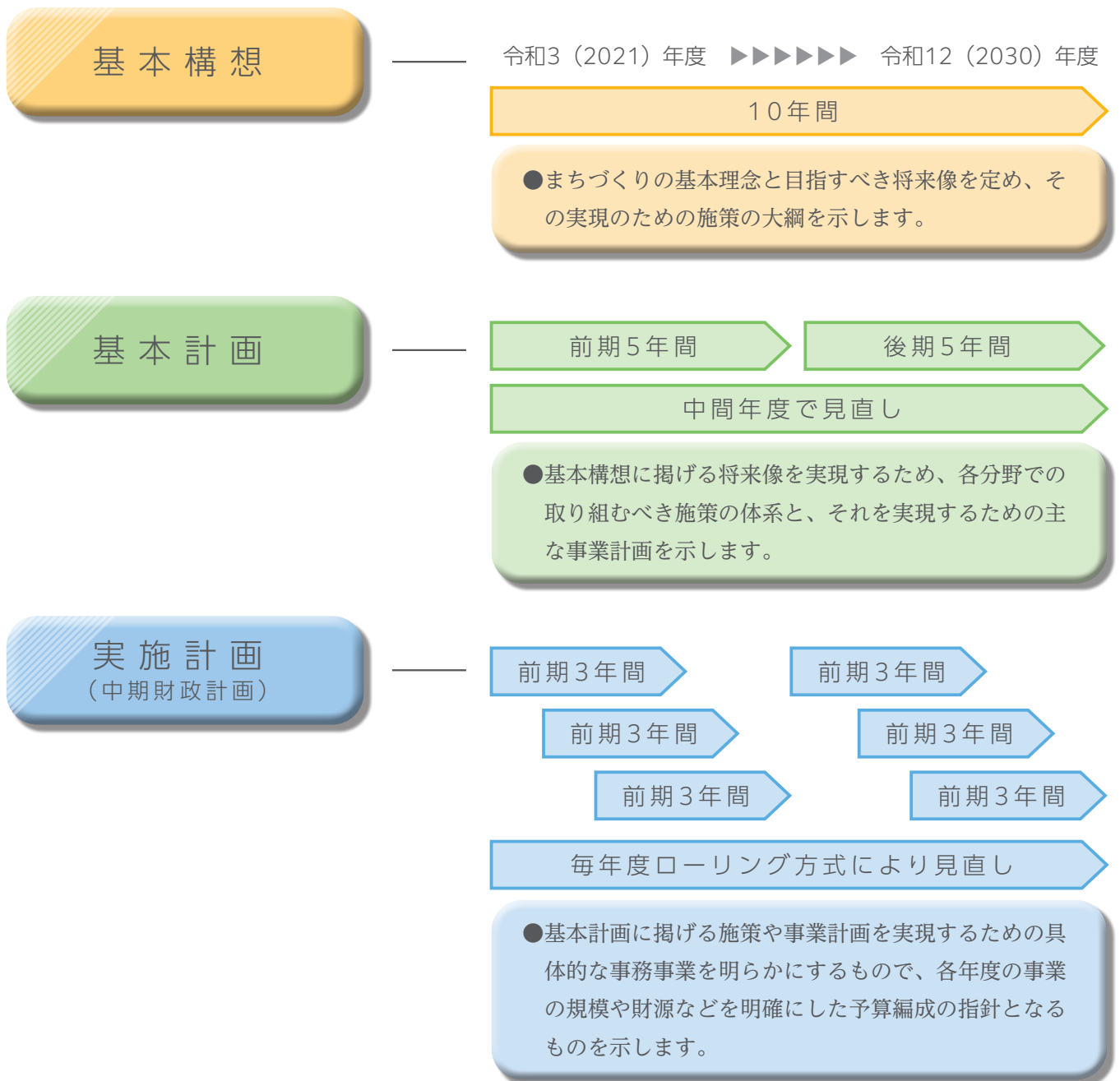
- 概要版 -



計画の構成と期間

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画（中期財政計画）で構成し、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間を計画期間とします。

■計画の構成と期間■



基本構想（令和3年度から令和12年度）

1 まちづくりの方向性

「水の郷」の継承と行政サービスの充実

- 「水の郷」をキーワードとした「自然」「環境」など本町のイメージを継承しつつ、子育て支援、交通便利性、教育環境など住民のニーズに対応した「住んで良かった」「住み続けたい」「住んでみたい」行政サービスの充実に努めます。

産業の振興と生活環境の充実

- 将来を担う人材が、本町に留まり、働けるよう、楽しさと活気あふれる産業構造や住民の所得向上とともに、生活環境の充実に努めます。

みんなで作るまちづくり

- 町外からの転入者の増加や関係人口の定住化対策などとともに、地域での人的なつきあいの希薄化を防ぎ、地域コミュニティの醸成や住民誰もがができる身近な協働のまちづくりを進め、みんなで考え、みんなで作るまちづくり、地域づくりに取り組みます。

いのちを守り大切にする環境づくり

- 防災・防犯対策が整った安心・安全な環境、誰もが利用しやすい福祉施設の整備、医療体制の充実など、いのちを守る環境づくりに努めます。また、総合的な人権教育活動を推進し、いのちを大切にする環境づくりに努めます。

メリハリの利いた行財政運営

- 上記の基本的な方向を実現するため、限られた予算を効率的かつ効果的に配分し、メリハリの利いた行財政運営を進めます。

2 まちづくりの基本理念

**活力とうるおいに満ちた田園文化都市
＝住んで良かった！ 水の郷 嘉島＝**

3 将来像

将来像

1

自然とともにある住みよいまち

【自然環境・生活環境・都市基盤・産業振興】

- 自然環境を守り、豊かな水や自然を今よりも美しい状態で保ちます。
- 良質な住宅や宅地の供給、上下水道、公園・緑地、道路など安全で利便性の高い整備に努めます。
- 環境と調和した持続可能な発展を目指す経済活動を支援します。

将来像

2

安心・安全で活力のあるまち

【福祉・保健・防災・消防・救急・交通安全・防犯】

- 住民が思いやり、支え合う福祉のまちづくりや健康づくりの取組を進めます。
- 防災体制、交通安全対策、防犯体制、感染症対策の充実した安心・安全のまちづくりを進めます。

将来像

3

みんなでつくる協働のまち

【教育・生涯学習・住民参画・人権・男女共同参画・コミュニティ】

- 教育や生涯学習の充実により、次世代を担う創造性に満ちた心豊かで魅力ある人を育成します。
- 住民が個性と能力を発揮し、地域の特性を生かした魅力あふれる地域づくりの実現に努めます。
- 住民、各種団体、企業、行政など多様な主体が強いつながりで、協働して、まちづくりを進めます。

4 目標人口

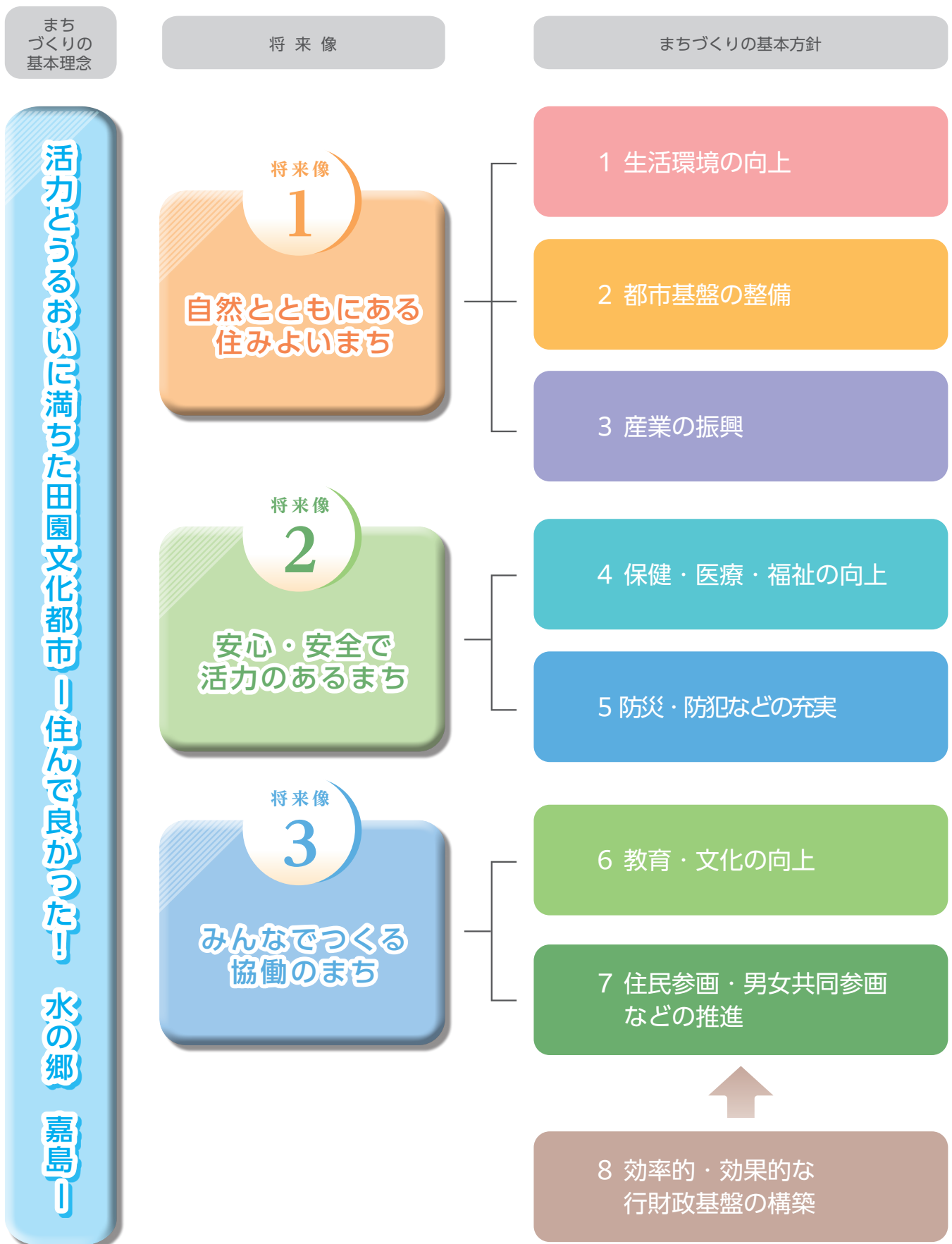
国や熊本県の目指すべき将来の方向を見据え、人口減少対策のために必要な施策を講じることにより、今後、合計特殊出生率と社会増減の改善を図り、令和12年(2030年)に約10,200人、令和22年(2040年)に約10,800人と増加し、それ以降は減少傾向となり、令和42年(2060年)に約10,400の人口を維持することを目標としています。

このため、第6次嘉島町総合計画における目標人口は、11,000人とします。

11,000人 (令和12年(2030年))

5 施策の体系

8つの基本方針により、行うべき施策の体系を次のとおりまとめ、まちづくりを展開します。



基本方針1 生活環境の向上

- 施策1 身近な自然環境の保全と創出
- 施策2 快適な生活環境の充実
- 施策3 資源循環型社会の形成と地球環境の保全



基本方針2 都市基盤の整備

- 施策1 計画的な土地利用の推進
- 施策2 魅力ある市街地と都市景観の整備
- 施策3 利便性の高い地域交通体系の整備
- 施策4 良好な住宅環境の整備
- 施策5 うるおいのある公園・緑地の整備



基本方針3 産業の振興

- 施策1 地域特性を活かした農業の振興
- 施策2 商工業の振興
- 施策3 次世代の活力を生む産業連携の推進



基本方針4 保健・医療・福祉の向上

- 施策1 健全な心身を育む健康づくりの推進
- 施策2 出産・育児など子育て支援の充実
- 施策3 高齢者が元気で暮らせる環境づくりの推進
- 施策4 障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進
- 施策5 安心とゆとりのある地域福祉の実現
- 施策6 ひとり親家庭・生活困窮者の支援
- 施策7 社会保障制度の充実



基本方針5 防災・防犯などの充実

- 施策1 消防・救急・防犯対策などの推進
- 施策2 防災対策の推進
- 施策3 消費者保護行政の推進



基本方針6 教育・文化の向上

- 施策1 生きる力と思いやりの心を育む
学校教育の充実
- 施策2 地域教育力の充実と地域とともにある
学校づくり
- 施策3 互いに学び磨き合う生涯学習の推進
- 施策4 心身を育むスポーツの振興
- 施策5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用



基本方針7 住民参画・男女共同参画などの推進

- 施策1 住民参画の促進
- 施策2 地域連帯感の創出
- 施策3 開かれた町政の推進
- 施策4 人権擁護・男女共同参画の推進



基本方針8 効率的・効果的な行財政基盤の構築

- 施策1 簡素で効率的な行財政運営の推進
- 施策2 広域連携の推進

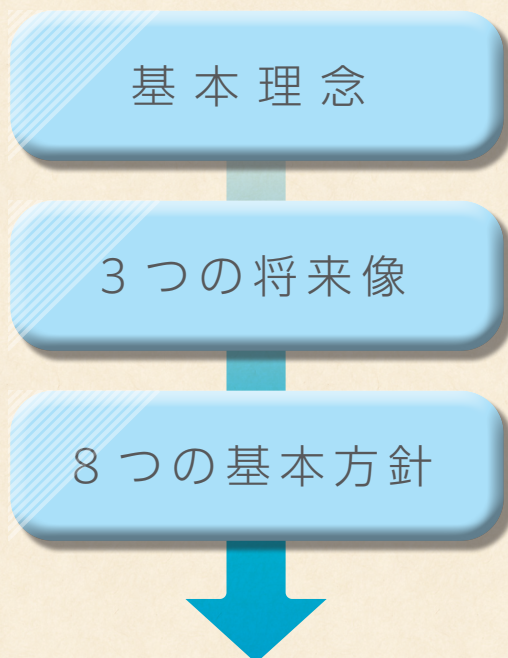


具体的な取組（抜粋）

- 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」への取組
- 嘉島ジャンクションと熊本市中心部を結ぶ新たな幹線道路の整備実現に向けた関係機関への要請
- コミュニティ交通等の導入検討
- 「大豆焼酎かしま」に続く新たな特産品の開発を目指す
- 治水安全対策のさらなる充実（堤防の強化、排水機場の能力アップなど）
- 給食センターの整備
- 男女共同参画の推進
- マイナンバーカードの取得促進とデジタル化社会への対応

基本理念及び将来像の実現のために（SDGsの達成）

目指す基本理念及び将来像の実現、人口の将来展望等の達成に向けて、本計画では次の8つの基本方針に基づき、分野ごとの施策を展開します。また、こうした施策の展開により、国際社会全体の開発目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成につなげます。



SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の開発目標のこと